

2019年1月

# 地震保険改定のご案内

信頼される安心を、社会へ。


  
セコム損害保険株式会社

地震保険の始期日（中途付帯日・自動継続日を含みます。）が **2019年1月1日以降** となるご契約より、以下の改定を行いますのでご案内いたします。

※地震保険は「地震保険に関する法律」に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営している制度であり、今回の改定は全社共通のものです。

## 1. 保険料の改定

地震保険の保険料を改定します。

なお、保険料は、保険金額や保険期間、建物の所在地・構造のほか保険料の払込方法等によって異なります。

### <年間保険料例>（保険期間1年、地震保険金額1,000万円あたり、割引適用なしの場合）

都道府県	I構造 (火災保険の構造級別:M構造・T構造・ A構造・B構造または特級・1級・2級構造)			II構造 (火災保険の構造級別:H構造 <sup>(※)</sup> ・ C構造・D構造または3級 <sup>(※)</sup> ・4級構造)		
	改定前 保険料	改定後 保険料	差額	改定前 保険料	改定後 保険料	差額
岩手県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、 富山県、石川県、福井県、長野県、滋賀県、 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県	6,800円	7,100円	+300円	11,400円	11,600円	+200円
福島県	7,400円	8,500円	+1,100円	14,900円	17,000円	+2,100円
北海道、青森県、新潟県、岐阜県、京都府、 兵庫県、奈良県	8,100円	7,800円	▲300円	15,300円	13,500円	▲1,800円
宮城県、山梨県、香川県、大分県、宮崎県、 沖縄県	9,500円	10,700円	+1,200円	18,400円	19,700円	+1,300円
愛媛県	12,000円	12,000円	0円	23,800円	22,400円	▲1,400円
大阪府	13,200円	12,600円	▲600円	23,800円	22,400円	▲1,400円
茨城県	13,500円	15,500円	+2,000円	27,900円	32,000円	+4,100円
徳島県、高知県	13,500円	15,500円	+2,000円	31,900円	36,500円	+4,600円
埼玉県	15,600円	17,800円	+2,200円	27,900円	32,000円	+4,100円
愛知県、三重県、和歌山県	17,100円	14,400円	▲2,700円	28,900円	24,700円	▲4,200円
千葉県、東京都、神奈川県、静岡県	22,500円	25,000円	+2,500円	36,300円	38,900円	+2,600円

(※) 火災保険の構造級別が「H構造（経過措置）」または「3級（経過措置）」の場合は、II構造よりも保険料負担が軽減されます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

## 2. 長期係数の見直し

近年の金利状況を踏まえ、地震保険期間が2年～5年の整数年・長期一括払の場合の保険料計算に使用する長期係数（保険期間1年の基本料率に乘じる係数）を見直します。

地震保険期間	2年	3年	4年	5年
改定前	1.90	2.75	3.60	4.45
改定後	1.90	2.80	3.70	4.60

## 3. 割引確認資料の範囲拡大

地震保険割引を適用する際にご提出いただく確認資料の範囲を以下のとおり拡大します。

割引の適用条件を満たすことが確認できる所定の確認資料の写しをご提出いただきますと、地震保険割引を適用することができます。現在地震保険割引を適用していない場合でも、新たに割引を適用できる可能性がありますのでご確認ください。

割引種類【割引率】	改定内容
免震建築物割引【50%】 耐震等級割引【等級3:50%、 等級2:30%、等級1:10%】 建築年割引【10%】 耐震診断割引【10%】	以下の資料が地震保険割引の確認資料に追加されます。 ・保険の対象について地震保険割引を適用されていることが確認できる <sup>(※1)</sup> 満期案内書類（写）、契約内容確認のお知らせ <sup>(※2)</sup> （写） （保険の対象について地震保険割引を適用していたことがある場合、従来は保険証券等を確認資料としていました。）  (※1) 耐震等級割引の場合は、耐震等級も確認できることが必要です。 (※2) これらの代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類（写）または電子データ（写）を含みます。なお、証券番号や所在地等、所定の項目が記載されているものにかぎりませう。
建築年割引【10%】	対象建物が1981（昭和56）年6月1日以降に新築されたことが確認できる、以下の資料が建築年割引の確認資料に追加されます。 ・宅地建物取引業者が交付する不動産売買契約書（写）、賃貸住宅契約書（写） ・登記の申請にあたり登記所に提出する工事完了引渡証明書等（写）

## 保険料改定の背景について

地震保険の保険料は「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき、損害保険料率算出機構が算出した「地震保険基準料率」を使用しています。

今回の保険料改定の背景等は損害保険料率算出機構のニュースリリース<sup>(※1)</sup>に掲載されていますが、概要は以下のとおりです。

- ・地震保険の基準料率について、前回改定の届出（2015年9月30日付）において、基本料率の改定を3段階に分けて行うこととしていました。
- ・3段階改定の1回目として2017年1月に全国平均で+5.1%の料率上げを実施済みであり、今回の改定は3段階改定のうちの2回目の改定です。<sup>(※2)</sup>
- ・今回の基本料率の算出にあたっては、各種基礎データ<sup>(※3)</sup>を更新したうえで、再計算を行っています。

(※1) リリース内容：[https://www.giroj.or.jp/ratemaking/earthquake/201706\\_news.html](https://www.giroj.or.jp/ratemaking/earthquake/201706_news.html)

(※2) 3段階改定の3回目の改定のスケジュール・改定率は今後の各種基礎データの更新などを踏まえて決定される予定であり、現時点では未定です。

(※3) 各種基礎データのうち震源モデルについては、2016年6月10日に公表された予測地図の震源モデル（全国地震動予測地図2016年版）を用いています。

- このチラシは2019年1月の地震保険の改定の概要についてご説明したものです。ご契約の際は必ず『重要事項説明書』『ご契約のしおり・普通保険約款および特約集』等をお読みください。詳しくは、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

お問い合わせは

信頼される安心を、社会へ。

**SECOM** セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2-6-2 セコム損保ビル TEL 03-5216-6111(大代表)

<https://www.secom-sonpo.co.jp>

SEK-1101-1802-0022 F0239-00-00 1901